

令和5年度

札幌市本庁舎消防用連結送水管耐圧性能試験業務

業 務 仕 様 書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎消防用連結送水管耐圧性能試験業務仕様書

1 目的

札幌市役所本庁舎の消防用連結送水管について、消防法施行規則で義務付けられている3年毎の耐圧性能試験を実施し、当該連結送水管の機能保全を図るため業務を委託する。

当該連結送水管（昭和46年設置）は、設置後52年経過していることから、当業務の遂行にあたっては、細心の注意をはらって耐圧性能試験を実施する必要がある。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象

- ・消防隊用連結送水管 : 乾式－2系統（前回点検：令和2年9月6日）
- ・送水口（外壁埋込型＜双口＞）：庁舎北西側階段、庁舎東側玄関下階段
- ・配管 : $\phi 100$ （SGP白ガス管）他
- ・消火栓ボックス : 低層＜B2～8F：20箇所＞
高層＜9～19F：21箇所＞
- ・ブースターポンプ : $\phi 100 \times 1100\text{l}/\text{min} \times 50\text{m} \times 15\text{kw} \times 1$ 台（8F中機械室内）

4 業務内容

受託者は次の業務を実施すること。

(1) 養生

配管は事務室・議場及び諸設備等及びその近傍を通過していることから、事前に管路を十分に調査し異常のないことを確認すること。耐圧（空・水）試験において、配管破損等の事態が生じた場合に備え、周辺に水濡汚損等の被害を及ぼさないよう、必要箇所には全て厳重なる養生を行なうこと。養生設置作業は、庁舎内の器物等を破損しないよう注意して行なうこと。

(2) 耐圧試験

当試験は、消防法施行規則の消防用設備等の点検基準に基づき、必要な資格を持った者が適切な機器を用いて適正な方式で試験を行なうこと。試験は空気圧による予備試験、水圧による試験の2段階で行う。耐圧時は、配管及び設備の各所に人員を配置し監視すること。事故等異常事態発生時には、耐圧機器運転者に情報が即座に伝達できるよう、連絡を密にし、十分な連携をとること。（点検資格：消防設備士第1類、消防設備点検資格者第1種）

(3) ブースターポンプ等の運転・操作

ブースターポンプ等、当耐圧試験に必要な機器の運転・操作は、受託者において行なうこと。

(4) 撤収

試験終了後、試験で注入した配管・関連機器内の水は完全に抜くこと。水濡汚損防止等のために設置した養生は、速やかに撤去し試験前の状態に復旧すること。

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年(2023年)10月31日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書 ※経歴書、雇用を確認できる書類を添付	2	契約後すみやかに
作業計画書	1	作業実施前
業務報告書	1	業務完了時
業務完了届	2	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

8 作業計画等

受託者は、使用資材、詳細工程の作業内容について必要事項を記載した作業計画書を、作業実施前に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

10 備品等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 試験手続・結果報告

当試験全般に必要な申請手続きは受託者が行うこととし、それに伴う費用は受託者の負担とする。

当試験の結果は、消防法施行規則の消防用設備等点検結果報告書等の内容に準拠し試験内容・設備の異常の有無及び処置等を記載した報告書に必要書類を添付し報告すること。

12 服装及び身分証明書

受託者は、作業に従事する者に、清潔な服装を着用させ、身分証明書を携帯させること。

13 業務報告書

受託者は、実施した作業結果について、内容、設備の異常の有無及び処置等、必要事項を記載した報告書（写真添付のこと）を提出すること。

14 その他

- (1) 試験に使用する資材は原則として受託者の負担とする。
- (2) 庁舎での作業は、委託者の指示する時間帯（原則として休日等の閉庁時間帯）に実施すること。なお現場作業日程については、事前に担当者との打合せにより決定すること。
- (3) 受託者は、故障等が発生した場合又は発生の恐れのある場合は、速やかに専門技術者により処置すること。
- (4) 庁舎に関連する他工事、業務等との調整を図り、業務遂行に支障がないよう事前に打ち合わせることを。
- (5) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

15 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。

連結送水管配管経路

